

## II 韓国

### 1 はじめに

韓国では、2008（平成20）年に「保証人保護のための特別法」が制定され施行されている。同法は、韓国での保証人になることを頼まれると断りにくい風土の中で、主債務者が倒産して保証人に深刻な被害が及ぶことが頻繁にあることから、これを防止するために制定されたものである。その内容としては、債権者に主債務者の延滞情報を保証人に通知する義務を課したり、金融機関が債権者のときに主債務者の信用情報を提示する義務を課す等注目すべき規定がおかれている。また、保証契約に期間を定めなかった場合はその期間を3年とする（更新は可能）規定もわが国にはないものである。さらに、貸金業者やヤミ金融を問わず、暴力的な取立行為や不公正な取立行為を禁止し、処罰する規定もおかれている。わが国と法制度も共通した韓国において、わが国と同様の保証被害を防止するための立法として参考にすべきところは大きい。

### 2 保証人保護のための特別法——制定および背景——

#### (1) 制定および背景

##### (A) 概要

韓国では、「保証人保護のための特別法」（法律第8918号）が2008（平成20）年3月21日に公布され、同年9月22日に施行されている。その後5度にわたる改正を経て現在に至っている。なお、同法については、本項末尾に現行法の訳文を掲げるので参照されたい。

第5章 保証をめぐる諸外国の実情

(B) 制定理由・背景事情等

韓国の国家法令情報センターのホームページ（大韓民国法制処ホームページ〈<http://www.law.go.kr/main.html>〉）によると、制定理由として、「わが国特有の人情主義によって特別な対価を受けずに経済的負担に対する合理的考慮なく好意で行われる保証が蔓延し、債務者の破産が連鎖的に保証人につながり、経済的・精神的被害とともに家庭破綻等に至る等、保証の被害が深刻であるため、保証債務の範囲を特定し、保証人に精神的苦痛を与える不法な債権取立行為を禁止して、金融機関と保証契約を締結するときには、債務者の信用に対する情報を保証人が提供を受けるようにすることで、合理的な金銭取引を確立しようとする」と説明されている。

(2) 主要な内容

(A) 目的規定

保証人保護のための特別法1条には目的規定がおかれており、「保証に関して『民法』に対する特例を規定することで、何らの対価なしに好意で行われた保証による保証人の経済的・精神的被害を防止し、金銭債務に対する合理的な保証契約慣行を確立することで、信用社会定着に寄与することを目的とする」ことが規定されている。このように、韓国において保証人となる者は、血縁・血縁社会の伝統、文化から、血縁者や上司、知人等から保証を頼まれると、これを断ることができず、対価なしに好意で保証が行われることが多く、そのことによる被害が多発しているため、このような保証による保証人の経済的・精神的被害を防止することを目的とするものである。

(B) 定義規定

保証人保護のための特別法2条には定義規定がおかれている。まず、本法の適用対象となる保証人、保証債務につき、同条1項において、企業の代表者が企業のためにする保証等一定の場合を除外し、それ以外の金銭債務については同法においてすべての保証人、保証債務を適用対象としている。続いて、金融機関に対する保証につき、より保証人の保護を厚くするため、同条

2項において、銀行等金融機関の定義規定をおいている。また、金融機関が保証人に提供する義務を負う主債務者の債務関連信用情報についても定義規定をおいている。

(C) 保証の方式

保証人保護のための特別法3条では、保証契約をする場合および保証契約を保証人に不利に変更する場合、保証人の意思が保証人の記名捺印または署名がある書面に表示されなければ効力が生じない旨規定している。ただし、保証人が保証債務を履行した場合には、その範囲でこの方式の瑕疵を理由に無効の主張ができない旨規定されている。

(D) 保証債務の最高額の特定

保証人保護のための特別法4条では、保証契約を締結する際および保証期間を更新する際には、保証債務の最高額を書面で特定しなければならない旨規定されている。

(E) 債権者の通知義務等

保証人保護のための特別法5条では、債権者において、主債務者が元本、利息その他の債務を3カ月以上履行しない場合または履行期に履行できないことをあらかじめ知ったときは遅滞なく保証人に知らせなければならないことを規定している。債権者が金融機関であるときは、その期間が1カ月以上履行しない場合に短縮し、通知義務を強化している。また、債権者は、保証人から請求があった場合には、主債務の内容および履行の可否を保証人に知らせなければならない。さらに、2010（平成22）年3月24日の改正により、債権者がこれらの通知義務に違反した場合、保証人はそのことによって損害を被った限度で保証債務を免れるとの規定が新設されている。わが国においても参考にするべき注目すべき規定である。

(F) 根保証

保証人保護のための特別法6条では、根保証もできることを明記する一方、根保証について、債務の最高額を書面で特定しなければならないとし、

第5章 保証をめぐる諸外国の実情

これに反するものを無効と規定している。

(G) 保証期間等

保証人保護のための特別法7条では、保証期間の約定がないときはその期間を3年とみなす旨規定されている。そして、保証期間を更新するときの期間について、法制定時は、約定がないときは3年とみなす旨の規定がおかれていたが、2010(平成22)年3月24日の改正により、約定がないときは契約締結時の保証期間をその期間とみなす旨に改正されている。また、同改正により、契約を締結し、あるいは更新するとき、債権者に対し、同条によりみなされる保証期間を保証人に告知する義務を負わせている。さらに、保証契約締結後、債権者が保証人の承諾なく債務者に対し弁済期を延長した場合、保証人への告知義務を定め、この場合、保証人は直ちに保証債務を履行できる旨定めている。

(H) 金融機関の保証契約の特則

保証人保護のための特別法8条では、金融機関が債権者として保証契約を締結し、または更新する場合には、「信用情報の利用及び保護に関する法律」に基づいて総合信用情報集中機関(信用情報を集中して収集・保管することで体系的・総合的に管理し信用情報会社等相互間に信用情報を交換・活用しようとする者として金融委員会に登録した者のうち金融機関全体からの信用情報を集中・活用する機関)から提供された主債務者の債務関連信用情報を、主債務者の同意を得て、保証人に提供し、その書面に保証人の記名捺印または署名を得なければならない旨規定している。金融機関がこの提示をしなかった場合には、保証人は、金融機関に対し、保証契約締結当時の主債務者の債務関連信用情報を提示することを要求することができ、要求してから7日以内に金融機関が提供に応じない場合には、保証人は、その事実を知った日から保証契約を解約通告することができ、この場合、解約通告が金融機関に届いてから1カ月が経過すれば解約の効力が生ずる。

(I) 不法な取立行為の禁止および罰則

制定当初は、保証人保護のための特別法9条に、保証人に対する暴行・脅迫等を用いた取立方法、親族等や勤務先に保証債務についての虚偽事実を知らせる方法、正当な理由のない反復的または夜間等における取立てを行い、保証人や親族、勤務先に恐怖や不安感を抱かせ生活や業務の平穩を著しく害する方法、債務の弁済義務のない保証人の親族等や勤務先での返済要求を反復して行い、保証人に対し恐怖や不安感を抱かせ生活や業務の平穩を著しく害する方法による取立てを禁止し、10条に罰則規定をおいていた。

しかし、2009(平成21)年2月6日に、保証人に対する取立行為に限らず、一切の取立行為を規制する「債権の公正な取立てに関する法律」(法律第9418号)が制定され、同時に、保証人保護のための特別法9条、10条は削除された。

(J) 片面的強行規定

保証人保護のための特別法11条では、この法に違反した保証に関する約定で保証人に不利なものは効力がない旨規定している。

### 3 債権の公正な取立てに関する法律

(1) 概要

前記2(2)(I)で述べたように、2009(平成21)年2月6日に「債権の公正な取立てに関する法律」が制定され、同年8月7日に施行されている。その後、3度の改正を経て現在に至っている。なお、同法については、本項末尾に現行法の訳文を掲げるので参照されたい。

(2) 制定理由・背景事情等

前掲・国家法令情報センターホームページによると、「債権の公正な取立てに関する法律」の制定理由としては、「高利私債業者および不法貸金業者らが債務者とその家族たちを過度な取立行為を通して苦しめる事例が頻発し

第5章 保証をめぐる諸外国の実情

ており、社会的問題になっていること。これにより、暴行・脅迫・逮捕、反復的または深夜訪問等禁止される債権取立行為の類型を具体的に明示し、これに違反した者に対し、民事上、行政上制裁を加え、刑事処罰または過怠料を賦課することで、公正な債権取立ての風土を醸成し、債務者の人間らしい生と平穏な生活を保護しようとするもの」と説明されている。

4 まとめ

以上に概観したとおり、韓国の保証人保護に関する法律は日本における今後の法改正においても十分に参考になる部分を含むものである。特に、以下のような点は、わが国の立法や法改正にあたって参考にするべきである。

- ① 債権者に対し、主債務者が一定期間履行を遅滞している場合または履行期に履行できないことをあらかじめ知った場合に債務者への通知義務を課し、これに違反した場合、債務者が損害を受けた限度で保証債務を免れるとしていること、債権者が金融機関である場合にその義務を強化していること。
- ② 保証契約に期間を定めなかった場合にはその期間を3年とみなす規定をおいていること。
- ③ 保証債務の最高額および根保証の最高額を特定することを要求していること。
- ④ 金融機関に対し、主債務者の債務関連情報を保証人に提供する義務を課し、この提供がない場合に、保証人がその要求をして7日以内に提供に応じないときは、保証人が保証契約を解約できる規定をおいていること。
- ⑤ 取立行為一般を網羅する取立規制の法律をおいていること。

## 5 最近の動向——韓国金融界での連帯保証廃止の動き——

韓国では、中小企業が事業に失敗した場合に多数の連帯保証人が深刻な損害を被っている実態に鑑み、2012（平成24）年2月、政府の主導により、銀行と信用保証基金、技術保証基金における連帯保証につき、個人事業者および法人に対してする連帯保証を原則的に廃止することを決め、同年5月より実施した。すなわち、新たに貸し出す場合、個人事業者に対しては、これまで共同代表者、事業所や住宅を所有する事業主の配偶者、企業経営に参与する配偶者・親族等に対し連帯保証が行われてきたが、これらを廃止し、例外的に事実上の経営者（法的代表者以外の事実上の経営者がいる場合）のみ連帯保証を許容することとした。また、法人については、代表理事、事実上の経営者、最大株主、持分30%以上の保有者中、事実上の経営者1人（共同代表者が連帯保証する場合には、総額を人数割りで分担）のみ許容することとした。新規貸出しについては全面的に施行し、既存の貸出分については5年をかけて段階的に施行とのことである。そして、2013（平成25）年5月、韓国金融委員会は、実施1周年を迎え、その間の推進状況を点検した結果、同年7月より、例外も含め全面的に銀行、信用保証基金、技術保証基金の連帯保証を廃止する旨発表している。

さらに、2013（平成25）年4月、韓国金融委員会は、第2金融圏と呼ばれる貯蓄銀行、相互金融、与信専門金融会社（カード・キャピタル・割賦・リース）、保険（生命保険・損害保険・保証保険）等の連帯保証も、同年7月から、原則廃止することを決めた。ただ、例外として、最大株主、30%以上の大株主、代表理事のうちの1人の連帯保証は許容される。また、車両を購入する際の連帯保証につき、障がい者や生業のために必ず必要な車両を購入するときに例外的に連帯保証が許容される。銀行等の場合と同様、新規貸出しについては全面的に施行し、既存の貸出分については5年をかけて段階的に施行

第5章 保証をめぐる諸外国の実情

する。

今回の施行には、貸金業者は含まれていないが、上位5社の大手貸金業者は、2013年（平成25年）7月からの新規契約分については、自発的に連帯保証を廃止する予定とのことである。また、韓国金融委員会は、韓国金融監督院による貸金業圏の連帯保証実態把握等を経て、貸金業圏について全般的にも連帯保証慣行を縮小・廃止できるよう推進する計画であると発表している。

▶ 弁護士 柘植 直也



(参考5) 保証人保護のための特別法

法律第8918号、2008年3月21日制定、同年9月22日施行

法律第9418号、2009年2月6日他法改正、同年8月7日施行

法律第10186号、2010年3月24日一部改正、同年6月25日施行

法律第10303号、2010年5月17日他法改正、同年11月18日施行

法律第10522号、2011年3月31日他法改正、2012年3月2日施行

法律第10689号、2011年5月19日他法改正、同日施行

**第1条 (目的)** この法は、保証に関して「民法」に対する特例を規定することで、何らの対価なしに好意で行われた保証による保証人の経済的・精神的被害を防止し、金銭債務に対する合理的な保証契約慣行を確立することで、信用社会定着に寄与することを目的とする。

**第2条 (定義)** この法で使用する用語の意義は、次のとおりとする。(2010年5月17日、2011年3月31日、2011年5月19日改正)

1 『保証人』とは、「民法」第429条第1項による保証債務(以下『保証債務』という)を負担する者として次の各目で定める場合を除外する者をいう。

ガ 「信用保証基金法」第2条第1号による企業(以下『企業』という)が営む事業と関連した他人の債務に対して保証債務を負担する場合

ナ 企業の代表者、理事、無限責任社員、「国税基本法」第39条第2項による寡占株主又は企業の経営を事実上支配する者がその企業の債務に対して保証債務を負担する場合

ダ 企業の代表者、理事、無限責任社員、「国税基本法」第39条第2項による寡占株主又は企業の経営を事実上支配する者の配偶者、直系尊属・卑属等特殊な関係にある者が企業と経済的利益を共有するか企業の経営に直接・間接的に影響を与えながらその企業の債務に対して保証債務を負担する場合

ラ 債務者と同業関係にある者が同業と関連した同業者の債務を負担する場合

マ ナ日からラ目までのいずれかに該当する場合で、企業の債務に対してその企業の債務を引き受けた他の企業のために保証債務を負担する場合

バ 企業又は個人の信用を保証するために法律によって設置された基金又はその管理機関が保証債務を負担する場合

2 『保証契約』とは、その形式や名称に関係なく、債務者が債権者に対する金銭債務を履行しない場合に保証人がその債務を履行することとする債権者と保証人の間の契約をいう。

3 『金融機関』とは、次の各目で定めるものをいう。

ガ 「銀行法」による認可を受けて設立された銀行(同法第59条によって銀行とみなす者を含む)

ナ 「韓国産業銀行法」によって設立された韓国産業銀行

# 「保証被害救済の実践と裁判例」(民事法研究会, 2013年)

## 第5章 保証をめぐる諸外国の実情

- ダ 「韓国輸出入銀行法」によって設立された韓国輸出入銀行
  - ラ 「中小企業銀行法」によって設立された中小企業銀行
  - マ 「綜合金融会社に関する法律」による綜合金融会社
  - バ 「相互貯蓄銀行法」による相互貯蓄銀行
  - サ 「農業協同組合法」による組合と農協銀行
  - ア 「水産業協同組合法」による組合とその中央会
  - ザ 「山林組合法」による組合
  - ツァ 「信用協同組合法」による信用協同組合
  - カ 「セマウル金庫法」による金庫及びその連合会
  - タ 「証券取引法」による証券会社・証券金融会社
  - パ 「保険業法」による保険会社
  - ハ 「与信専門金融業法」による与信専門金融会社(同法第3条第3項第1号による許可を受けたか登録をした者を含む)
  - ゴ 「間接投資資産運営業法」による資産運用会社
  - ノ 「中小企業創業支援法」による中小企業創業投資会社及び中小企業創業投資組合
  - ド 「郵通局預金・保険に関する法律」による逓信官署
  - ロ 「中小企業協同組合法」による中小企業協同組合
- 4 『債務関連信用情報』とは、貸出情報、債務保証情報、延滞情報、代位弁済・代支給情報及び不渡情報をいう。

### 第3条(保証の方式)

- ① 保証は、その意思が保証人の記名捺印又は署名がある書面中表示されなければ効力が発生しない。
- ② 保証人の債務を不利に変更する場合も第1項と同様とする。
- ③ 保証人が保証債務を履行した場合は、その限度で第1項と第2項による方式の瑕疵を理由に無効を主張することができない。

第4条(保証債務最高額の特定) 保証契約を締結するときは、保証債務の最高額を書面で特定しなければならない。保証期間を更新するときも又同じ。

### 第5条(債権者の通知義務等)

- ① 債権者は、主債務者が元本、利子その他の債務を3か月以上履行しない場合又は主債務者が履行期に履行できないことを予め知った場合には、遅滞なく保証人にその事実を知らせなければならない。
- ② 債権者として保証契約を締結した金融機関は、主債務者が元本、利子その他の債務を1か月以上履行しない場合は、遅滞なくその事実を保証人に知らせなければならない。
- ③ 債権者は、保証人の請求があれば、主債務の内容及びその履行の可否を保証人に知らせなければならない。
- ④ 債権者が第1項から第3項までの規定による義務に違反した場合は、保証人は、そのことによる損害を被った限度で債務を免れる。(2010年3月24日新設)

**第6条 (根保証)**

- ① 保証は、債権者と主債務者間の特定の継続的取引契約やその他の一定の種類の取引から発生する債務又は特定の原因に基づいて継続的に発生する債務に対しても行うことができる。この場合、その保証する債務の最高額を書面で特定しなければならない。
- ② 第1項の場合、債務の最高額を書面で特定しない保証契約は効力がない。

**第7条 (保証期間等)**

- ① 保証期間の約定がないときは、その期間を3年とみなす。
- ② 保証期間は、更新することができる。この場合、保証期間の約定がないときは、契約締結時の保証期間をその期間とみなす。〈2010年3月24日改正〉
- ③ 第1項及び第2項でみなされる保証期間は、契約を締結したり更新するときに債権者が保証人に告知しなければならない。〈2010年3月24日新設〉
- ④ 保証契約締結後、債権者が保証人の承諾なく債務者に対して弁済期を延長した場合には、債権者や債務者は保証人にその事実を知らせなければならない。この場合、保証人は、直ちに保証債務を履行することができる。〈2010年3月24日改正〉

**第8条 (金融機関の保証契約の特則)**

- ① 金融機関が債権者として保証契約を締結するときは、「信用情報の利用及び保護に関する法律」によって総合信用情報集中機関から提供された債務者の債務関連信用情報を保証人に提示し、その書面に保証人の記名捺印か署名を受けなければならない。保証期間を更新するときも又同じ。
- ② 金融機関が第1項によって債務者の債務関連信用情報を保証人に提示するときは、債務者の同意を得なければならない。
- ③ 金融機関が第1項によって保証人に債務関連信用情報を提示しなかった場合は、保証人は、金融機関に対して保証契約締結当時の債務者の債務関連信用情報を提示することを要求することができる。
- ④ 金融機関が第3項によって債務関連信用情報の提示要求を受けた日から7日以内にその要求に応じない場合は、保証人は、その事実を知った日から1か月以内に保証契約の解約を通告することができる。この場合、金融機関が解約通告を受けた日から1か月が経過すれば、解約の効力が生ずる。

**第9条 削除** 〈2009年2月6日〉

**第10条 削除** 〈2009年2月6日〉

**第11条 (片面的強行規定)** この法に違反する約定で保証人に不利なものは効力がない。

附則 (省略)

第5章 保証をめぐる諸外国の実情

(参考6) 債権の公正な取立てに関する法律

法律第9418号、2009年2月6日制定、同年8月7日施行  
法律第10465号、2011年3月29日他法改正、同年9月30日施行  
法律第11164号、2012年1月17日一部改正、同年7月18日施行  
法律第11461号、2012年6月1日他法改正、同年9月2日施行

**第1条(目的)** この法は、債権取立者が権利を濫用したり不法な方法で債権取立てをすることを防止して、公正な債権取立て風土を醸成し、債権者の正当な権利行使を保障しながら、債務者の人間らしい生と平穏な生活を保護することを目的とする。

**第2条(定義)** この法で使用する用語の意義は次のとおりとする。(2011年3月29日改正)

- 1 『債権取立者』とは、次の各目のいずれかに該当する者をいう。
  - ガ 「貸金業等の登録及び金融利用者保護に関する法律」による貸金業者、貸金仲介業者、貸金業の登録をせず事実上貸金業を営む者、与信金融機関及びこれらの者から貸金契約による債権の譲渡を受けたか再譲渡を受けた者
  - ナ ガ目に規定した者の他の金銭貸与債権者及びその者から債権の譲渡を受けたか再譲渡を受けた者
  - ダ 金銭やその他の経済的利益を対価として受けるか受けることを約束し、他人の債権を取り立てる者(債権取立てを目的に債権の領収を仮装した者を含む)
  - ラ ガ目からダ目までに規定する者のために雇用、請負、委任等原因を問わず債権取立てをする者
- 2 『債務者』とは、債務を弁済する義務があるか債権取立者から債務を弁済する義務があると主張されている自然人(保証人を含む)をいう。
- 3 『関係人』とは、債務者と同居しているか生計を一にする者、債務者の親族、債務者が勤務する場所に共に勤務する者をいう。
- 4 『債権取立て』とは、債務者に対する所在把握及び財産調査、債権に対する弁済要求、債務者から弁済受領等債権の満足を得るための一切の行為をいう。
- 5 『個人情報』とは、「個人情報保護法」第2条第1号の個人情報をいう。
- 6 『信用情報』とは、「信用情報の利用及び保護に関する法律」第2条第1号の信用情報をいう。

**第3条(国家と地方自治団体の責務)**

- ① 国家と地方自治団体は、公正な債権取立て風土が定着するよう制度と与件を整え、このための施策を推進しなければならない。
- ② 国家と地方自治団体は、権利を濫用したり、不法に債権取立行為をする債権取立者から債務者又は関係人を保護するために努力しなければならない。

**第4条(他の法律との関係)** 債権取立てに関して他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法で定めるところによる。

**第5条 (債務確認書の交付)**

- ① 債権取立者(第2条第1号ガ目に規定した者に限る。以下、この条で同じ)は、債務者から元金、利子、費用、弁済期等債務を証明することができる書類(以下、『債務確認書』という)の交付の要請を受けたときは、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。
- ② 債権取立者は、債務確認書の交付に直接使用される費用中大統領令で定める範囲で債務者にその費用を請求することができる。(2012年1月17日改正)

**第6条 (受任事実の通報)**

- ① 債権取立者(第2条第1号ダ目に規定した者及びその者のために雇用、請負、委任等原因を問わず債権取立てをするものをいう。以下、この条で同じ)が、債権者から債権取立ての委任を受けた場合は、債権取立てに着手する前までに次の各号に該当する事項を債務者に書面(「電子文書及び電子取引基本法」第2条第1号の電子文書を含む)で通知しなければならない。但し、債務者が通知が必要ないと同意した場合はこの限りでない。(2012年6月1改正)
  - 1 債権取立者の姓名・名称又は連絡先(債権取立者が法人である場合は、債権取立担当者の姓名、連絡先を含む)
  - 2 債権者の姓名、名称、債務金額、債務不履行期間等債務に関する事項
  - 3 入金口座番号、口座名等入金口座関連事項
- ② 第1項にかかわらず、債務発生の原因となった契約に期限の利益に関する規定がある場合は、債務者が期限の利益を喪失した後直ちに通知しなければならない。
- ③ 第1項にかかわらず、債務発生の原因となった契約が継続的なサービス供給契約である場合は、サービス利用料納付遅滞等債務不履行によって契約が解約された後直ちに通知しなければならない。

**第7条 (同一債権に関する複数債権取立委任の禁止)** 債権取立者は、同一の債権に対して同時に2人以上の者に債権取立てを委任してはならない。

**第8条 (債務不履行情報登録の禁止)** 債権取立者(第2条第1号ガ目及びダ目に規定した者及びその者のために雇用、請負、委任等原因を問わず債権取立てをする者をいう。以下、この条で同じ)は、債務者が債務の存在を争う訴えを提起してその訴訟が進行中である場合に、「信用情報の保護及び利用に関する法律」による信用情報集中機関や信用情報業者の信用情報電算システムに該当債務者を債務不履行者として登録してはならない。この場合、債務不履行者として既に登録されたときは、債権取立者は、債務の存在を争う訴えが提起され訴訟が進行中であることを知った日から30日以内に債務不履行者登録を削除しなければならない。

**第9条 (暴行・脅迫等の禁止)** 債権取立者は、債権取立てと関連して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 1 債務者又は関係人を暴行・脅迫・逮捕又は監禁したりその者に偽計や威力を使用する行為

第5章 保証をめぐる諸外国の実情

- 2 正当な事由なく反復して又は夜間(午後9時以後から翌日午前8時までをいう。以下、同じ)に債務者や関係人を訪問することで恐怖心や不安感を誘発して私生活又は業務の平穩を著しく害する行為
- 3 正当な事由なく反復して又は夜間に電話する等、言葉・文字・音響・映像又は物件を債務者や関係人に到達させることで恐怖心や不安感を誘発して私生活又は業務の平穩を著しく害する行為
- 4 債務者以外の人(第2条第2号にかかわらず、保証人を含む)に債務に関する虚偽事実を知らせる行為
- 5 債務者又は関係人に金銭の借用やその他のこれと類似した方法で債務の弁済資金を準備することを強要することで恐怖心や不安感を誘発して私生活又は業務の平穩を著しく害する行為
- 6 債務を弁済する法律上の義務がない債務者以外の人に債務者の代わりに債務を弁済することを反復して要求することで恐怖心や不安感を誘発して私生活又は業務の平穩を著しく害する行為

第10条(個人情報の漏洩禁止等)

- ① 債権取立者は、債権発生や債権取立てと関連して知った債務者又は関係人の信用情報や個人情報を漏洩したり債権取立ての目的以外に利用してはならない。
- ② 債権取立者が他の法律によって信用情報や個人情報を提供する場合は、第1項による漏洩又は利用と見なさない。

第11条(虚偽表示の禁止等) 債権取立者は、債権取立てと関連して債務者または関係人に次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 1 無効であったり存在しない債権を取り立てる意思を表示する行為
- 2 裁判所、検察庁、その他の国家機関による行為と誤認するおそれのある言葉・文字・音響・物件、その他の表示を使用する行為
- 3 債権取立てに関する法律的権限や地位につき虚偽の表示をする行為
- 4 債権取立てに関する民事上又は刑事上法的手続が進行していないのにそのような手続が進行していると虚偽の表示をする行為
- 5 債権取立てのために他の人や団体の名称を無断で使用する行為

第12条(不公正な行為の禁止) 債権取立者は、債権取立てと関連して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 1 婚姻、葬儀等債務者が債権取立てに応じることが困難な事情を利用して債務者又は関係人に債権取立ての意思を公開的に表示する行為
- 2 債務者の連絡途絶等所在把握が困難な場合でないのに、債務者の関係人に債務者の所在、連絡先又は所在を知ることができる方法等を尋ねる行為
- 3 正当な事由なく受話者負担電話料等通信費用を債務者に発生させる行為
- 4 「債務者回生及び破産に関する法律」による回生手続、破産手続又は個人回生手続によって全部又は一部免責されたことを知りながら、法令に定められた手続外で反復し



て債務弁済を要求する行為

- 5 葉書による債務弁済要求等債務者以外の者が債務事実を知ることができるようにする行為

**第13条（不当な費用請求の禁止）**

- ① 債権取立者は、債務者又は関係人に支払う義務がないか実際に使用された金額を超過した債権取立費用を請求してはならない。
- ② 第1項と関連して必要な事項は大統領令で定める。

**第14条（損害賠償責任）** 債権取立者がこの法に違反して債務者又は関係人に損害を負わせた場合は、その損害を賠償しなければならない。但し、債権取立者が事業者（第2条第1号ガ目及びダ目に規定された者及びその者のために雇用、請負、委任等によって債権取立てをする者をいう。以下、同じ）である場合は、事業者が自身に故意又は過失がないことを立証したときは、この限りでない。

**第15条（罰則）**

- ① 第9条第1号に違反して債務者又は関係人を暴行・脅迫・逮捕又は監禁したりその者に偽計や威力を使用して債権取立行為をした者は、5年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処す。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金に処す。
- 1 第9条第2号から第6号までに違反した者
  - 2 第10条第1項に違反して債務者又は関係人の信用情報や個人情報をも漏洩したり債権取立ての目的外に利用した者
  - 3 第11条第1号に違反して債権を取立てする意思を表示した者
- ③ 第11条第2号に違反して言葉・文字・音響・物件、その他の表示をしようとした者は、1年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金に処す。

**第16条（両罰規定）** 法人の代表者や法人又は個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人又は個人の業務に関して第15条の違反行為をすれば、その行為者を罰する他に、その法人又は個人にも該当条文の罰金刑を科す。但し、法人又は個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合はこの限りでない。

**第17条（過怠料）**

- ① 次の各号のいずれかに該当する者には、2000万ウォン以下の過怠料を賦課する。
- 1 第5条第1項に違反して債務確認書の交付要請に応じなかった者
  - 2 第12条第1号及び第2号に違反した者
- ② 次の各号のいずれかに該当する者には、1000ウォン以下の過怠料を賦課する。〈2012年6月1日改正〉
- 1 第6条に違反して債権者から債権取立ての委任を受けた事実を書面（「電子文書及び電子取引基本法」第2条第1号の電子文書を含む）により通知しなかった者

# 「保証被害救済の実践と裁判例」(民事法研究会, 2013年)

## 第5章 保証をめぐる諸外国の実情

- 2 第7条に違反して同一債権に対して2人以上の者に債権取立てを委任した者
  - 3 第8条に違反して債務の存在を争う訴訟が進行中であるのに債務不履行者として登録したり訴訟が進行中であることを知りながらも30日以内に債務不履行者登録を削除しなかった者
  - 4 第11条第3号から第5号までに違反した者
  - 5 第13条に違反して債権取立費用を請求した者
- ③ 第12条第3号から第5号までに違反した者には、500万ウォン以下の過怠料を賦課する。
- ④ 第1項第2号、第2項第2号・第4号及び第5号、第3項に該当する者が事業者でない場合は、該当規定が定める過怠料をその多額の2分の1に減輕する。

### 第18条 (過怠料の賦課・徴収及び権限の委任)

- ① この法による過怠料は、大統領令で定めるところによって過怠料対象者に対して他の法律による認可・許可・登録等をした監督機関がある場合はその監督機関が、それ以外の場合は特別市長・広域市長・道知事又は特別自治道知事が賦課・徴収する。
- ② 第1項の監督機関は、過怠料の賦課・徴収に関する権限の一部を大統領令に定めるところによって市長・郡首又は区庁長に委任することができる。

附則 <省略>



## ＜韓国金融委員会報道資料＞

作成部署 : 金融委員会 金融制作局 産業金融課、金融サービス局庶民金融課  
 責任者 : 課長ユン・チャンホ  
 担当者 : 事務官キム・カンイル、事務官ソン・ヒキョン  
 配布日 : 2012. 2. 14(火)  
 配布部署 : 製作広報チーム

題 目 :

創業・中小企業の金融環境革新のための連帯保証及び再起支援制度改善

◎ 金融委員会は 2012.2.14(火)午前 10 時、国会で与党と政府間の協議会を開催、“連帯保証及び再起支援制度改善方案”を論議・発表した。

一日付/場所 : 2012.2.14 10:00 国会貴賓食堂

ー主要参席

・セヌリ党 : 政策委員会議長 (イ・ジュヨン委員)、ナ・ソンリン議員、キム・ジョン議員など

・金融委員会 : 金融委員会委員長、事務処長、金融政策局長など

### 1. 背景

□金融委員会はヨーロッパ財政危機など対外環境悪化に対する国内中小企業の対応力を拡充し、経済成長の原動力となる青年創業が活性になるよう“創業・中小企業金融環境革新対策”を検討

ー 昨年 11 月以降、現場訪問、懇親会開催、世論調査及び研究などを通じて創業と中小企業の金融環境実態の詳細を徹底的に把握した。

□これを背景に、今まで多くの中小企業らからの改善必要性が持続的に提起された“連帯保証及び再起支援制度改善法案”を設けた。

### 2. 主要内容

#### (1) 連帯保証制度改善

□個人事業者 : 原則的に連帯保証を廃止

ー但し、法的代表者 (名目社長) 以外に実際の経営者がいる場合には実際経営者が連帯保証

現行	改善
① 共同代表者	廃止
② 実際経営者	例外的に連帯保証
③ 事業所・住宅を所有する配偶者	廃止
④ 経営に参加する配偶者、親族など	廃止

□法人：実際経営者のみ連帯保証

－ 多数の共同代表者が連帯保証する場合には連帯保証総額を個人別に分担（1/n）させ共同創業を活性化

現行	改善
①代表役員、無限責任社員 ②実際経営者 ③最大株主 ④持分 30 %以上の所有者、寡占株主役員 ⑤配偶者等との合計持分 30 %以上所有者など	①～⑤の中、 実際経営者 1 人

□法による再生企業（法定管理企業）の債務が減免される場合、信用保証期間などの政策金融機関に対する連帯保証債務も共に減免する

\*（現行）民法（主債務減免時、連帯保証債務も減免）とは違い、債務者再生及び破産に関する法律では法定管理企業の債務調整でも連帯保証債務は減免されない。

□（施行時期）新規貸出・保証については全面適用（12.5 月施行）

－既存貸出の保証については 5 年にかけて段階的に施行するようにして既存中小企業の貸出の萎縮可能性を予防

（2）企業人の再創業活性化の支援

□信用回復委員会に“再創業支援委員会”を新設して企業人の再創業支援を大幅強化

①（委員会構成）主要債権金融機関、信用保証基金、技術保証基金、中小企業振興公団、創業支援ファンド（注）、学界、法曹界など関連専門人事

（注）今後 3 年間金融圏共同で 0.5 兆円水準に助成

②（申請対象）再創業を希望する全ての中小企業人

③（支援内容）債務減免＋新規資金支援

（i）債務減免：償却債権及び代位弁済後 1 年経過債権に対して 50 %まで元金減免

（注）（現行）一般金融機関は 50 %、信用・技術保証基金は 30 %（償却債権対象）

（ii）新規資金支援：信用・技術保証基金、中小企業振興公団、債権金融機関・創業支援ファンドが共同支援（信用・技術保証基金は年間 1000 億円支援）

－売上額などの表面的な指標よりは技術力、事業性などを重心に評価

（3）中小企業人信用回復支援

□信用回復委員会の中小企業人債務調整機能の強化

－所得がない場合でも信用回復支援申請が可能とし、信用回復手続開始後、最大 2 年間返済猶予

（注）（現行）返済のための所得がある場合のみ信用回復支援

－信用回復手続開始後、中小企業連帯保証による信用不良情報を早期解除して正常な金融取引が可能になるよう支援

－信用・技術保証基金、資産管理公社などの公的機関の場合も、信用回復支援による元金減免を一般金融機関にも同一に拡大（30 %⇒50 %）

□信用・技術保証基金の償却債権売却を通じて信用回復支援強化

－信用・技術保証基金が代位弁済後、5年が経過した償却債権の場合、資産管理公社へ積極的に売却するよう指導（総18.4兆円、関連債務者32万人）

－資産管理公社は同債権を購入して債務再調整、生活資金貸出などを通じて債務企業人の信用回復を積極的に支援

（注）元金減免（30 %⇒50 %拡大）、低金利貸出、生活資金貸出など支援

### 3. 期待効果

□創業・中小企業の連帯保証の負担を大幅軽減

－中小企業人らが (i) 新規での貸出・保証を受ける場合に、連帯保証の負担が緩和、(ii) 既存貸出・保証の場合は、5年以内に約80万人の内、44万人の連帯保証の負担が解消されると期待

□中小企業人の再創業による再起支援の企て

－総債務額30億円以下の中小企業人（個人事業者及び不渡り中小企業（注）の連帯保証人）に対する債務調整及び即新規資金支援（現行：代位弁代後3年経過⇒改善：廃止）が可能

（注）銀行連合会に登録された金融債務不履行法人数は総6.4万社、30億円以下は5.9万社（93 %）

□信用・技術保証基金の保有償却債権の資産管理公社による売却で総32万人の中小企業人へ信用回復努力の機会が与えられると期待

⇒ 連帯保証負担軽減及び企業人の再起支援強化など、金融環境革新で中小企業創業が活性化され、韓国経済の活力維持に寄与することを期待

### 4. 今後の計画

□行政指導、規定改正など、政府内部の措置で可能な事項は本年5月まで、関連措置事項を完了し、法律改正が必要とする事項については本年中国会立法を推進する計画

□今般の連帯保証及び再起支援制度の改善法案は、“創業・中小企業金融環境の革新対策”の主な推進課題であり、それ以外の課題については本年3月までに順次的に企画・発表する計画

<添付> 創業・中小企業金融環境革新のための連帯保証及び再起支援制度改善方案

<添付>

# 創業・中小企業金融環境革新のための 連帯保証及び再起支援制度改善方案

2012. 2. 14

## 金融委員会

### 目次

I.	推進背景	1
II.	基本方向	2
III.	主要推進課題	3
1.	連帯保証制度改善	3
2.	企業人の再創業活性化支援	6
3.	中小企業人の信用回復支援	9
IV.	今後の推進計画	13

## I. 推進背景

(1) 経済の持続的な成長のためには青年創業が活性化され、経済全体の活力を維持して行くのは最も重要

ーしかし、起業家精神が萎縮され、青年層は‘チャレンジ’よりは‘安定’を、そして‘創業’よりは‘就職’を選好する傾向がある

\* 青年ベンチャーCEO比率 (%) : (05年) 15.1 → (07年) 14.2 → (10年) 10.0

(2) 青年層が創業を躊躇う理由は失敗による負担が余りにも大きく、再挑戦のための支援制度の不十分に起因

\* 企業銀行経済研究所の世論調査 (2011.12月)

: 創業企業の1/4が連帯保証の弊害経験

○ 銀行及び信用保証機関は貸出・保証の際、債権回収を担保するため企業関係人に過剰な連帯保証を要求

ー 事業失敗時、多くの連帯保証人が信用不良者に転落する弊害

○ 中小企業人の信用回復支援が不十分、金融圏の再創業支援忌避などで企業人の再挑戦の機会を源泉的に遮断

ー 一回の失敗が永遠の退出に繋がり、企業人の貴重な技術と経験が死蔵されるなど社会的に大きな損質が発生

⇒ 連帯保証制度の改革、再起支援制度の活性化など、創業及び中小企業の金融環境を画期的に改善する必要性有り

## II. 基本方向

創業・中小企業の金融環境革新



連帯保証負担の軽減及び企業人の再起支援強化

推進方向	主要改善課題
連帯保証制度改善	①個人企業は連帯保証廃止 ②法人は実際経営者のみ連帯保証 ③共同創業企業優遇 ④再生企業の債務減免時、連帯保証債務の減免
企業人の再創業活性化支援	①信用回復委員会に“再創業支援委員会”新設 ②信用・技術保証基金の再創業支援プログラム改善 ③銀行圏の創業支援ファンド助成及び支援 ④債務減免及び再創業資金支援の拡大
中小企業人信用回復支援強化	①信用回復委員会の債務調整機能の強化 ②信用回復開始後、信用不良情報の早期解除 ③信用・技術保証基金の償却債権売却を積極的に推進

### Ⅲ. 主要推進課題

#### 1. 連帯保証制度改善

(1) (現行) 銀行圏及び信用保証機関は実際経営者以外の経営に参加する家族、寡占株主役員などについても連帯保証を要求

○ 2011.12 月末現在、銀行圏及び信用・技術保証基金の連帯保証人は総 79.7 万人（銀行圏 51.5 万人、信用・技術保証基金 28.2 万人）

#### (2) 改善方案

##### ① 個人事業者：原則的に連帯保証を廃止

－ 但し、法的代表者（名目社長）意外に実際経営者が存在する場合には実際経営者が連帯保証

\* 代表者は連帯保証人ではなく債務当事者（主債務者）として負担

現 行	改 善
①共同代表者	廃止
②実際経営者	例外的に連帯保証
③事業所・住宅を所有する配偶者	廃止
④経営に参加する配偶者、親族等	廃止

##### ② 法人：実際経営者のみ連帯保証

－ 多数の共同代表者が連帯保証する場合は、連帯保証総額を個人ことに分担（1/n）させて共同創業を活性化

現 行	改 善
①代表役員、無限責任社員	①～⑤の内、実際経営者* 1 人
②実際経営者	
③最大株主	
④持分 30%以上保有者、寡占株主役員	
⑤配偶者等合計持分 30%以上保有者など	

\* 実際経営者は、(i) 最大株主、(ii) 持分 30%以上保有者、(iii) 配偶者等 4 親等以内の親族持分合計 30%以上保有者、(iv) 企業に対する信用調査結果、実際経営者として判明された者などを考慮して選定

##### ③ 再生企業（法定管理企業）の連帯保証債務軽減

○ （現行）債務者再生及び破産に関する法律（250 条②）\*に基づき、再生企業（法定管理企業）の債務が調整されても連帯保証人（企業人）の債務は減免されない。

\*民法（430 条）上、保証債務の附従性（主債務が減免されると保証債務も減免）に対して例外を認定

○ （改善）法により再生企業の債務が減免\*される場合、連帯保証債務も共に減免

－ 信用・技術保証基金法、中小企業振興に関する法律（設立根拠法）を改正して、政策金融機関から優先的に適用推進

\* 一般債権者に対する連帯保証債務減免も今後債務者の再生及び破産に関する法律などに反映する方案を検討（法務部との協議必要事項）

※ 信用・技術保証基金法の改正前であっても一部不合理な事例が発生しないように

必要制度改善を推進（信用・技術保証基金の内部規定改正）

- \* 再生企業の出資転換株売却などによる回収金が連帯保証人の債務額（元利金）より多い場合、連帯保証人の債務を減免できるように改善

### （3）施行方案

- 新規貸出・保証に対しては全面適用
- 既存貸出・保証については、5年間にかけて段階的に施行するようにして、既存中小企業貸出の萎縮可能性を予防
  - － 銀行、信用・技術保証基金など、各機関ごとに自ら施行計画を樹立させ、監督当局に提出するようにし、金融監督院は検査の際、履行可否に焦点をおいて点検する。

（4）（補完方案）連帯保証人の減少による信用・技術保証基金の求償権回収減少可能性については与信リスク管理及び不良与信回収努力強化などを通じて補完する。

### （5）（制度改善効果）

(i) 中小企業人らが新規での貸出・保証は即時連帯保証の負担が緩和される。

(ii) 既存貸出・保証の場合には、5年以内に約80万人の内44万人\*の連帯保証の負担が解消されると期待する

\* 銀行圏 総51.5万人の内29.4万人、信用・技術保証基金 総28.2万人の内14.4万人

## IV. 今後推進計画

推進課題	措置事項	施行
（1）銀行圏及び信用・技術保証基金の連帯保証制度の改善		
・連帯保証基準の改正	・金融委員会の行政指導 ・銀行内部規定に反映	2012.5月
・再生企業の債務減免時、連帯保証の債務も減免	・信用・技術保証基金法、中小企業振興に関する法律の改正	2012年内に立法推進
（2）企業人の再創業活性化支援		
・再創業支援委員会の新設	・信用回復委員会の定款・協約改正	2012.4月
・再創業支援プログラム改善	・信用・技術補償基金、中小企業振興公団の内規改正	2012.4月
（3）中小企業人信用回復支援		
・信用回復委員会の債務調整機能強化	・信用回復委員会の協約改正	2012.4月
・信用・技術保証基金の償却債権の積極的な売却	・（信用保証基金）法律改正後施行 ・（技術保証基金）資産管理公社と売却条件など協議後施行	・2012年内立法推進 ・2012.5月

## 保証制度改善方向関連世論調査結果要約

## 1 世論調査概要

ソウル、釜山など7カ所の大都市で居住する20歳以上の市民500名を相手に2006.5.25から19日間の間、個別面接調査実施

## 2 世論調査結果

調査内容	調査結果
保証を頼まれたことがある	61.6% (40代以上は75%)
頼まれて保証人になった経験と回数	81.2%、平均1.6回
保証人になることを受け入れた理由	断れがたい98%
保証債務総額はいくら	- 1,000万ウォン：16% - 3,000万ウォン：42% - 5,000万ウォン：16% - 5,000万ウォン以上：26%
誰のために保証人になったか	- 親戚：61% - 友人、職場同僚：36%
被害経験はあるのか	- 財産的被害：21.6% (平均4,300万ウォン) - 精神的被害：14.4%
主債務の種類は何か	- 金融機関：71% - 一般借用：19%
保証人として契約して後悔したことは	- 後悔したことがある；49.5%
韓国の保証制度の問題点認識	- 問題がある：72.8%
保証制度の一番大きい問題点(重複応答)	- 全ての債務額に対する責任負担(56.4%) - 主債務者の財産状況が不知(10.2%) - 保証人の保護制度が不十分(10.2%)
保証制度の問題解決案	- 保証廃止(33%) - 保証総額制限(25.5%) - 相続制限(14.8%) - 保証債務限定(10.4%) - 取立制限(8.5%) - 主債務者の信用告知(7.7%)
主債務者信用状態告知制度の効果	- 保証被害が減少される：89.4%
保証債務上限額の明示制度の効果	- 保証被害が減少される：88.8%
保証債務に対する不法取立制限の効果	- 保証貸出慣行が減少される：72.2%